

鹿屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則  
で定める日を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年鹿屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。  
本則中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。